

**生活衛生同業組合の組合員みなさまへ**  
**生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内**

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 概要

日本政策金融公庫

<b>ご利用 いただける方</b>	<p>振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきし、次のいずれかの要件に該当し、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方</p> <p>(1) 最近1カ月の売上高が、前年または前年の同期と比較して、5%以上減少</p> <p>(2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少</p> <p style="margin-left: 20px;">① 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高</p> <p style="margin-left: 20px;">② 令和元年12月の売上高</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 令和元年10月～12月の平均売上高</p>
<b>資金の使いみち</b>	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする資金
<b>融資限度額</b>	別枠6,000万円
<b>利率(年) (注1)</b>	<p>【3,000万円以内の部分(注2)】</p> <p style="margin-left: 20px;">当初3年間：0.46%(基準金利—0.9%)、3年経過後：1.36%(基準金利)</p> <p>【3,000万円を超える部分】</p> <p style="margin-left: 20px;">1.36%(基準金利)</p>
<b>ご返済期間 (うち据置期間)</b>	<p>【設備資金】20年以内（5年以内）</p> <p>【運転資金】15年以内（5年以内）</p>
<b>お申込みに 必要な書類</b>	生活衛生同業組合の長(注3)が発行する「振興事業に係る資金証明書」
<b>担 保</b>	無担保

(注1) 令和2年3月17日時点で摘要される利率です（ご返済期間5年の場合）。基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。

(注2) 一部の対象者については、基準利率—0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

(注3) 組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。  
 ※令和2年1月29日以降にご利用いただいた生活衛生セーフティネット貸付、衛生環境激変特別貸付等のご融資も、本特別貸付の要件に該当する場合は、遡及適用が可能です。  
 ※ご返済期間によって、異なる利率が適用されます。  
 ※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがございます。  
 詳しくは、当ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問合せ下さい。